

**(公財)日教弘教育研究助成事業**  
**福岡支部中学校教育活動助成事業募集要項**

教育活動助成は、教育の振興に寄与すると認められ、特に有益な学校の教育活動に対して行う助成事業です。令和6年度は、下記要領のとおり実施します。

**1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福岡支部**

**2 助成要件**

**(1) 助成の趣旨**

自校の教育課題(不登校対策など)の解決のため、鋭意努力している公立中学校に助成を行うことにより、中学校教育の向上発展に寄与します。

**(2) 助成の対象にならないもの**

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

**(3) 募集対象**

福岡県の公立中学校

(特別支援学校の中学部は、この事業の対象としません。)

※ この事業の申請年度において、この助成金の交付を受ける中学校は、他の助成金(本会及び日教弘(学校部門)・東海日動の教育論文の助成、研究大会・発表会の助成、学校図書充実支援助成)との重複助成はできません。

**(4) 募集期間 令和6年4月中旬 ~ 令和6年5月31日(金)**

**(5) スケジュール**

令和6年5月31日 申請書提出締切

- // 6月中旬 第2回教育振興事業選考委員会
- // 6月中旬 採否結果の通知
- // 7月中旬 助成金の交付(振込)

令和7年2月28日 成果・決算報告書提出締切

- ※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- ※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。
- ※ 助成が決定した事業について、研究活動の進捗を確認することがあります。

**(6) 応募方法**

**① 応募の方法等**

申請者は当該中学校長とし、**所定の申請書「様式1(教活)」**を弘済会に郵送してください。

**② 申請書の提出期限**

**令和6年5月31日(金)(必着)**

**③ 交付方法等**

- ・ 当該学校において、弘済会が交付(目録贈呈)します。
- ・ 交付の際は、原則、全教職員の前で学校長に手交し、弘済会の事業説明(20分程度)を行います。

**④ 交付校からの報告書**

交付校は令和7年2月末日まで(必着)に**成果・決算報告書「様式2(教活)」**を弘済会に郵送してください。**研究大会・発表会用の様式2(教研)ではありませんのでご注意ください。**

**各種様式はこちらから!**

**日教弘福岡支部**

**検索**



#### 〈個人情報の取扱について〉

- ・ 申請書「様式1(教活)」に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知、助成金振込のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名、助成対象テーマ及び助成金額や贈呈式等の模様を、ホームページ、広報誌等で公表します。

### 3 助成金額

(1) 1校当たりの助成額 10万円以内

(2) 以下の費用は助成対象外とします。

- ① 教職員の研修参加費、資料費、交通費、宿泊費
- ② 組織等の一般管理費(例:公共料金の支払い、懇親会等の飲食費)
- ③ その他事業に関係のない講習会費、物品購入費用等

助成後、対象外費用に使用した場合や、報告書等に不備がある場合は返金していただきます。用途に関する疑問等は、下記「問い合わせ先」にお尋ねください。

(3) 助成金を振り込みますので、着金ご確認の上、受領書の提出(目録贈呈時に調査役にご提出または弘済会に郵送)をお願いいたします。

### 4 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘福岡支部教育振興事業選考委員会の選考後、福岡支部幹事会の議を経て支部長が決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請団体に連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

- ① 学校課題やその解決方法が明確であるか。
- ② 助成の必要性・緊急性が明確であるか。
- ③ 他の教育振興事業との重複申請となっていないか。

### 5 助成対象団体の義務等

(1) 申請書の内容に従って助成金を使用します。また、**成果・決算報告書「様式2(教活)」に領収書(コピー可)を貼付し、ご提出ください。**

(2) 報告書様式は、上記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入し下記福岡支部に郵送してください。なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

### 6 その他

(1) 提出された書類等は返却しません。

(2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けません。

(3) ホームページやお便り等で助成事業の成果を説明する場合には、次のように記載をお願いします。

「学校教育の充実にあたっては、公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福岡支部から、令和6年度の中学校教育活動助成事業の助成を受けました。」

### 7 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会福岡支部

〒810-0001 福岡市中央区天神2丁目13番17号 恒松ビル8階 担当 細川、野田

TEL:092-751-0895 FAX:092-715-2093

E-MAIL:fukuoka@nikkyoko.or.jp URL:https://www.nikkyoko.or.jp/